

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構 会員規約

新旧対照表

新	旧
第8条 (禁止行為) 2 会員は、この法人が催す商談会等のイベントその他の会合において、他の会員から提供された当該会員の経営組織や事業に関する情報（公知の情報、既知の情報を除く）を、当該情報が提供された目的以外に利用してはならず、かつ、当該会員が事前に書面で承諾した場合を除き、第三者に対して当該情報を開示してはならない。 <u>3</u> 会員又は会員の構成員が<u>1項</u>各号のいずれかに該当する行為を行った場合、<u>又は前項に違反した場合、</u>理事長又は副理事長は、当該会員に対し、2か月間、一切の法人の活動への参加を禁じることができる。 第9条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務) 会員が7条の規定により会員資格を喪失した場合、会員としての権利及び義務を免れる。ただし、未履行の義務<u>及び8条2項の義務</u>はこれを免れることはできない。	第8条 (禁止行為) <u>(追加)</u> <u>2</u> 会員又は会員の構成員が<u>前項</u>各号のいずれかに該当する行為を行った場合、<u>(追加)</u>理事長又は副理事長は、当該会員に対し、2か月間、一切の法人の活動への参加を禁じることができる。 第9条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務) 会員が7条の規定により会員資格を喪失した場合、会員としての権利及び義務を免れる。ただし、未履行の義務<u>(追加)</u>はこれを免れることはできない。